

京都市告示第148号

京都市里道管理条例第2条の規定に基づき、里道の路線を次のように指定し、同条例第4条の規定に基づき、次の里道を廃止します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成29年5月23日

京都市長 門川大作

(指定里道)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	衣笠里0016号	北区衣笠鏡石町36番地16地先 同町37番地3地先	

(廃止里道)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	衣笠里0009号	北区衣笠鏡石町37番地地先 同区大北山鏡石町5番地2地先	
2	衣笠里0010号	北区衣笠鏡石町36番地12地先 同町36番地19地先	

(建設局土木管理部道路明示課)